

院外処方せんの表記変更について 【一部のお薬が一般名処方に変更となります】

平成30年7月9日より当院で発行する院外処方せんは、厚生労働省が取り組んでいる後発医薬品使用促進の一環としてお薬の有効成分を表記した『一般名処方』へ一部変更となります。

お薬の名前の最初に【般】の文字がついたお薬が、
一般名処方されたお薬になります。

一般名処方とは？

お薬の有効成分名（一般名）を処方せんに記載する方法です。

処方せんには

【般】 + 「有効成分名（一般名）」 + 「剤形」 + 「含量」
で印字されます。

例) 「ガスター錠20mg」を処方した場合

「ガスター錠」の有効成分名（一般名）は「ファモチジン」
という名称になりますので、処方せんには

“【般】ファモチジン錠20mg”と印字されます。



平成30年7月
病院長
和田 佑一